

監第 1212 号
令和4年10月28日

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和4年9月15日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、横須賀市大楠漁業協同組合（以下「大楠漁協」という。）による県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」における無許可現状変更行為について、県教育委員会は、神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）第39条及び第40条の規定に基づき、大楠漁協及び大楠漁協から工事を請け負った事業者やその下請け企業などから罰金又は料金を徴収すべきであるにもかかわらず、恣意的に罰則を適用しなかったために最大で180万円の逸失利益を生じさせたとして、県教育委員会に対して、罰金又は料金を事業者らに科すか、逸失利益相当額を当時の教育委員らに求償するよう求めている。

しかしながら、罰金及び料金は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第490条第1項の規定に基づき、裁判により刑罰として科せられ、検察官の命令によってこれを執行するものであることから、罰金又は料金を科す行為は、県の機関又は職員が行うものではなく、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

なお、罰金及び料金は国庫に帰属するものであって、県の収入にはならないことから、県には逸失利益も生じていない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。